今後の審議方法について

津市健康福祉部こども家庭課 平成26年2月20日

1 部会の設置について

津市子ども・子育て支援事業計画の策定等にあたり、保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の2分野に分けて専門的にご審議いただくため、部会を設置する。

津市子ども・子育て会議条例(抜粋)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な 事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

2 部会の種類と主な所掌事業

(1) 「保育・教育部会」

ア 子ども・子育て支援給付

- (7) 施設型給付
 - ○保育所 (児童福祉法) (定員20人以上)
 - ○幼稚園 (学校教育法)
 - ○認定こども園 (認定こども園法)
- (イ) 地域型保育給付
 - ○小規模保育 (定員6-19人)
 - ○家庭的保育 (定員5人以下)
 - ○事業所内保育 など
- イ 事業計画における必須記載事項
 - ・教育・保育提供区域の設定
 - ・各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み(必要利用定員総数)を設定
 - ・実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期を設定
 - ・幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・ 保育の推進に関する体制の確保の内容
- ウ 事業計画における任意記載事項
 - ・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の 円滑な利用の確保

(2) 「子育て支援部会」

- ア 地域子ども・子育て支援事業
 - ・放課後児童クラブ

- 利用者支援事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- ・一時預かり事業
- 延長保育事業
- 病児・病後児保育事業
- ・養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援 に関する事業
- ・子育て支援短期支援事業など
- イ 事業計画における必須記載事項
 - ・地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- ウ 事業計画における任意記載事項
 - ・子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携
 - ・労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにする ために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

3 部会の委員

- (1) 各部会の委員の人数は9名程度とする。
- (2) 「保育・教育部会」、「子育て支援部会」に部会長を置く。
- (3) 「保育・教育部会」の部会長には津市子ども・子育て会議会長を、「子育て支援部会」の部会長には津市子ども・子育て会議副会長を充てる。
- (4) 部会の委員構成は、各委員の希望に基づき決定する。ただし、必要な場合は専門分野等を勘案し事務局が調整するものとする。

4 その他

- (1) 部会の会議は、原則公開とする。
- (2) 部会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は部会長の決するところによる。
- (3) 部会長が欠けたときは、代理者が職務を代理する。
- (4) 部会に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。